「コロナ特別給付金法案」(通称)の提出について

1. 法案提出の趣旨

新型コロナに関する影響の長期化により、多くの国民の生活に困難が生じている。特に、低所得の住民税非課税世帯や新型コロナによる大幅減収世帯は生活に困窮し、より深刻な状況にある。

こうした中、与党は、住民税非課税世帯を対象に1世帯当たり10万円の給付等を実施することで合意したと報道されているが、詳細は明らかになっていない。

私たちは、本年3月1日、「コロナ特別給付金法案」を提出し、いち早く生活困窮者 1人当たり10万円支給することを提案してきたが、政府・与党は審議に応じてこな かった。生活困窮者からは、もう限界との悲鳴が上がっており、迅速かつ手厚い支援 が求められている。

私たちは、与党案では不十分であると考え、住民税非課税世帯のみならず、今年の所得が非課税世帯と同等の低水準にある者や家計急変により生活を維持することが困難な状況にある者といったより幅広い生活困窮者(大学生等を含む)に対して、年末までに世帯単位ではなく1人当たり10万円の給付金を届けるため、「コロナ特別給付金法案」(通称)を提出するものである。この給付金は、コロナ禍で顕在化した女性の貧困や女性の自殺といった問題解決に資するものでもある。

2. 法案の主な内容

(1) 給付対象者等

次に掲げる者に対し、特別給付金を支給する。(本年 12 月末までの支給を目指す)

- ① 住民税が課税されていない者(住民税が課税されている者の扶養親族等を除く。)
- ② 新型コロナの影響を受け家計が急変(大幅減収)するなどにより、生活を維持することが困難になった者
 - ※アパート、下宿等で一人暮らしするなどアルバイト収入、仕送り等により学費等を賄っている大学生等でアルバイト収入、仕送り等が大幅に減少し、生活の維持が困難となっている者等は対象者とする。
 - ※本給付金は、収入が大幅に減少した個人事業者やフリーランス、フリーター等の支援にもなり得るものである。

(2) 給付金の額

給付対象者1人につき、10万円を支給する。

【所要額】(一定の仮定を置いた粗い試算)

2.7 兆円 (対象者数:約2,700万人)

内訳

- 住 民 税 非 課 税 者 ((1)①): 2.6 兆円(約2,600 万人)
- ・コロナによる大幅減収者((1)②):0.1 兆円(約 100 万人)
- ※(1)①の「2,600万人」は、平成28年度の簡素な給付措置(臨時福祉給付金)の予算上の対象者数(住民税非課税者数)2,200万人に、令和2年のコロナの影響による増加分として推計した400万人を加えた数。なお、大学生等については、対象者数として約100万人を想定している。

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための低所得者等に 対する特別給付金の支給に関する法律案 概要

第一 趣旨

この法律は、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、社会経済情勢が著しく変化し、とりわけ、低所得者等が生活を維持することが困難となっている現状に鑑み、これらの者の生活を支援するための特別給付金の支給に関し必要な事項を定めるものとすること。

第二 特別給付金

1 特別給付金の支給

市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、この法律の定めるところにより、 特別給付金を支給することができること。

2 特別給付金の支給対象者

- (1) 令和3年度分の市町村民税(特別区民税を含む。(1)において同じ。)が 非課税の者又は免除された者(令和3年度分の市町村民税が課されてい る者の扶養親族等を除く。)
- (2) (1)の者のほか、令和3年の所得が(1)の者と同等の水準にある者として、 市町村が認める者
- (3) (1)及び(2)の者のほか、政令で定める基準に従い、新型コロナウイルス感染症等の影響によって所得が減少したこと等により生活を維持することが困難になった者として、市町村が認める者

3 特別給付金の額

特別給付金の額は、支給対象者一人当たり10万円とすること。

4 特別給付金の迅速な支給の開始等

- (1) 市町村は、特別給付金の支給事務を行うに当たっては、低所得者等の生活を迅速に支援するため、支給対象者に対し特別給付金の支給がこの法律の施行後2月以内に迅速に開始されるよう努めるものとすること。
- (2) 市町村は、支給対象者に対し特別給付金の支給手続の実施等について 周知するための措置その他特別給付金の請求に関し利便を図るための 措置を適切に講ずるものとすること。

5 費用負担

特別給付金の支給に要する費用は、その全額を国庫が負担すること。

6 不正利得の徴収、譲渡等の禁止及び公課の禁止

不正利得の徴収、譲渡等の禁止及び公課の禁止についての規定を設けること。

第三 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための低所得者等に対する特別給付金の支給に関する

法律案

(趣旨)

第一条 この法律は、 新型コロナウイルス感染症 (病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令

和二年一月に、 中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告

されたものに限る。)である感染症をいう。)及びそのまん延防止のための措置の影響 (第三条第三号に

おいて 「新型コロナウイルス感染症等の影響」という。)により、 社会経済情勢が著しく変化し、 とりわ

け、 低所得者等が生活を維持することが困難となっている現状に鑑み、 これらの者の生活を支援するため

の特別給付金の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(特別給付金の支給)

市町村 (特別区を含む。以下同じ。) は、この法律の定めるところにより、特別給付金の支給を行

うことができる。

(特別給付金の支給対象者)

第三条 特別給付金の支給は、 次に掲げる者に対して、行うものとする。

の同法の規定による扶養親族とされている者その他の政令で定める者を除く。) である者(令和三年度分市町村民税が課されている者(令和三年度分市町村民税を免除された者を除く。) が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより令和三年度分市町村民税を免除されたもの む。)の規定によって課する所得割を除く。以下この号において「令和三年度分市町村民税」という。) による特別区民税を含み、同法第三百二十八条(同法第七百三十六条第三項において準用する場合を含 令和三年度分の地方税法 (昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定による市町村民税 (同法の規定

前号に掲げる者のほか、 令和三年の所得が同号に掲げる者と同等の水準にある者として、市町村が認

める者

三 前二号に掲げる者のほか、政令で定める基準に従い、新型コロナウイルス感染症等の影響によって所

得が減少したこと等により生活を維持することが困難になった者として、市町村が認める者

(特別給付金の額)

第四条 特別給付金の額は、 前条各号に掲げる者一人当たり十万円とする。

(特別給付金の迅速な支給の開始等)

第五条 市町村は、 特別給付金の支給事務を行うに当たっては、 低所得者等の生活を迅速に支援するため、

第三条各号に掲げる者に対し特別給付金の支給がこの法律の施行後二月以内に迅速に開始されるよう努め

るものとする。

2 市町村は、第三条各号に掲げる者に対し特別給付金の支給手続の実施等について周知するための措置そ

の他特別給付金の請求に関し利便を図るための措置を適切に講ずるものとする。

(費用負担)

第六条 特別給付金の支給に要する費用は、 その全額を国庫が負担する。

(不正利得の徴収)

第七条 偽りその他不正の手段により特別給付金の支給を受けた者があるときは、 市町村の長は、 国税徴収

の例により、その者から、 当該特別給付金の価額の全部又は一部を徴収することができる。

2 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、 国税及び地方税に次ぐものとする。

(譲渡等の禁止)

第八条 特別給付金の支給を受ける権利は、 譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

2 特別給付金として支給を受けた金銭は、 差し押さえることができない。

(公課の禁止)

第九条 租税その他の公課は、特別給付金として支給を受けた金銭を標準として、課することができない。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

新型コロナウイルス感染症等の影響により、社会経済情勢が著しく変化し、とりわけ、 低所得者等が生活

を維持することが困難となっている現状に鑑み、これらの者の生活を支援するための特別給付金の支給に関

し必要な事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、約二兆七千億円の見込みである。